

無料レンタル

無線LANルーター



限定特典

ドコモ光

をお申し込みの

D T T

会員様

機器情報

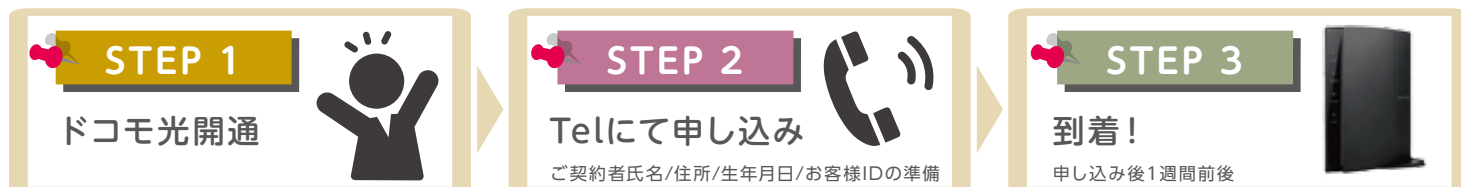
項目	詳細	項目	詳細
メーカー	ELECOM	製品番号	WRC-1167GHBK2-S
サイズ (本体のみ)	(W)130.0×(D)26.0×(H)182.0mm	重さ	約230g (本体のみ)
消費電力	8.6W	無線LAN規格	IEEE802.11ac / n / a / b / g 準拠
データ転送速度	867Mbps (11ac) / 300Mbps (11n)	アンテナ方式	内臓アンテナ4本 (5GHz:2本 / 2.4GHz:2本)

申込条件

- 以下の条件にすべて該当される方がお申し込みできます。
 - 2017年9月1日以降に「DTI with ドコモ光」をお申し込みのお客様。
 - 弊社で「DTI with ドコモ光」の開通確認及びお支払い方法のご登録確認ができたお客様。
 - 「DTI with ドコモ光」のお申込みから180日以内のお客様。

申込方法

- お申し込みは、「DTI with ドコモ光 特典サポートセンター」の電話番号にご連絡ください。
- DTIでのお支払い方法のご登録をお願いいたします。
- お支払い方法は、MyDTIよりお支払方法の変更を行うか、支払方法登録申込書を送付ください。お支払い方法をご指定いただかない場合は、NTTファイナンス電話料金合算サービスとなります。
 - ※審査結果によってはお申し込み出来ない場合があります。詳細はDTIにご登録している連絡先メールアドレス宛てにお送りいたします。
 - ※デビットカードはご利用いただけません。



注意事項

- ◆ご契約について
 - 「DTI無線LANルーターレンタルオプション」はDTIが提供するオプションサービスです。
 - 本サービスは、「DTI with ドコモ光」を利用されているお客様が対象となります。
 - 契約成立後に、無線LANルーター1台を送付、レンタルいたします。
 - 端末は在庫状況により予告なく変更する場合がございます。
 - 初期不良を除く通常利用での端末の不具合に関しては、弊社にて端末の故障確認がとれることが前提として修理、交換対応いたします。交換品に関しては、再生品を利用させていただく場合がございます。
- ◆ご利用料金について
 - 月単位でご契約いただくサービスとなり、月額基本料金は300円(税抜)です。日割計算はいたしません。
 - ※「DTI with ドコモ光」をご利用中は、月額基本料金は0円でご利用いただけます。
 - ドコモ光月額基本料金はドコモからの請求です。「DTI無線LANルーターレンタルオプションご利用料金」はDTIから請求となります。
- ◆発送について
 - 本サービスのお申し込み完了確認後、1週間前後で順次発送させていただきます。
 - 発送先に関しては、ドコモ光の設置先住所とさせていただきます。
 - ※交通状況や配送先(離島)などにより前後する場合がございます。
- ◆最低利用期間について
 - 本サービスは、端末着荷日を含む月を1カ月目として37カ月間が、最低利用期間となります。
 - 最低利用期間内に、「DTI with ドコモ光」の解約または本サービスを解約する場合、契約解除料10,000円(税抜)を請求いたします。
- ◆ご解約について
 - DTIの解約月の月額基本料金は全額ご負担いただきます。日割計算は行いません。
 - 無線LANルーターのご返送にかかわる費用はお客様負担にてお願いいたします。
 - 無線LANルーターの返却がなかった場合は補償料:5,000円(税抜)を請求いたします。
 - ※ドコモ光を解約される際、「DTI無線LANルーターレンタルオプション」も自動的に解約となります。

<特典に関する問い合わせはこちら>

DTI with ドコモ光 特典サポートセンター

☎ 0120-578-074

受付時間: 10:00~19:00(年末年始を除く)

<接続や製品などに関する問い合わせはこちら>

エレコムネットワークサービス

☎ 0570-050-060

受付時間: 10:00~19:00(年末年始を除く)

ルーターレンタルオプションサービス規約

2017年10月1日

株式会社ドリーム・トレイン・インターネット

第1条（規約の適用）

当社は、「ルーターレンタルオプションサービス規約」（以下、「本オプション規約」といいます。）を定め、本オプション規約によりルーターレンタルオプションサービス（以下、「レンタルサービス」といいます。）を提供します。

2 用語の定義および本オプション規約に記載のない事項は「インターネット接続サービス利用規約」（以下「本規約」）及び「DTI with ドコモ光サービス利用規約」（以下「サービス規約」）に則るものとし、本オプション規約と本規約又はサービス規約が抵触する場合は本オプション規約が優先するものとします。

第2条（サービスの内容）

レンタルサービスは、本規約に基づく「DTI with ドコモ光サービス」（以下「本サービス」といいます。）のオプションサービスとして提供するものであり、ルーター端末を当社から会員に対し貸与するものです。

第3条（契約期間と満了前の扱い）

レンタルサービスの利用開始日は、当社が会員にルーター端末を発送し、その着荷日（当社がその着荷を確認したもの）とします。

2 レンタルサービスには最低利用期間があります。最低利用期間はレンタルサービス利用開始日の属する月を1カ月目として37カ月目の末日までとします。

3 会員は最低利用期間満了前に本オプション規約第14条によるレンタルサービスの解約、または本規約第15条により本サービスの解約があったときは、契約解除料(10,000円(税抜))を当社の定める期日までに支払うものとします。

第4条（ルーター端末の提供地域）

当社は、日本国内においてのみレンタルサービスを提供するものであり、日本国外では提供しません。そのため日本国外へルーター端末を持ち出した場合における適法性や当社が本サービスにおいて提供する通信サービス以外の接続事業者利用した場合の技術的適合性、その他一切の事項につき保証しないものとします。

第5条（申し込みと承諾）

レンタルサービスは本サービスの申し込みから180日以内に限り申し込むことが出来るサービスです。レンタルサービスの申し込みにあたっては、本オプション規約に同意の上、当社所定の手続きに従って行うものとします。

2 会員と当社との間のレンタルサービス契約は、前項に基づく申し込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、当社所定の方法で通知することにより行われます。

3 会員は、1の本サービス契約につき1のレンタルサービスの申し込みをすることができます。

第6条（申し込みに対する拒絶）

当社は、次の場合には会員によるレンタルサービス契約の申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) レンタルサービスの支払い方法（クレジットカードまたは口座振替）の登録が完了していない、又は当社指定の回収業者の審査の結果が不可であったとき。
- (2) その他、当社が申し込みを承諾することが不適当と判断したとき。

2 当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は、会員に対しその旨を通知します。

第7条（ルーター端末のレンタル申し込み資格）

レンタルサービスの申し込みは、個人または法人の方が行うことができます。

第8条（届出内容の変更）

会員は、申込書に記載した届出内容に変更があるときは、当社所定の方法により変更内容を当社に通知するものとします。

第9条（ルーター端末の貸し出し）

ルーター端末の仕様、性能等は別に定める通りとします。また、ルーター端末の種類は予告なく変更する場合があります。

2 会員はレンタルサービスを利用できるようにルーター端末を管理するものとし、当社は、会員が改変等ルーター端末に変更を加えたこと、又は、ルーター端末が正常に作動しない環境下での使用（高温・水濡れ等を含みますがこれらに限りません）したことにより、会員がレンタルサービスを正常に利用できない場合について責任を負わないものとします。

3 当社は、会員に貸し出すルーター端末の配送方法は当社所定の配送業者によるものとします。なお、配送先は、本サービスの利用場所に限るものとします。

第10条（ルーター端末の代金等）

会員は、当社が定める期日までに当社所定の方法によりルーター端末のレンタル料等（以下、「代金等」といいます）を支払うものとします。

2 ルーター端末の配送に要する費用は、当社が別に定める場合を除き、会員の負担とします。

3 当社は、レンタルサービス契約の成立後遅滞なく、会員が当社に届け出た本サービス利用場所へルーター端末の配送を行います。かかる配送の完了をもって、当社の引渡債務は履行されたものとし、ルーター端末に対する危険の負担は会員に移転します。

第11条（ルーター端末の交換等）

会員はレンタルサービス申し込み後、当該申し込みを取り消すことは出来ません。

2 ルーター端末の交換は、当社の責めに帰すべき事由による破損または汚損、その他当社が別途認める場

合に限り、行うことができるものとします。なお、この場合、会員は、ルーター端末を受領した日から起算して5日以内に当該ルーター端末を交換する旨の通知を当社に行わなければならないものとします。

3 前項に基づき、会員がルーター端末の交換を行う場合には、当社が別途定める方法に従うものとします。

4 本条第2項に基づくルーター端末の交換に要する送料は、当社が負担するものとします。

5 本条第2項の期間経過後のルーター端末の保証については、ルーター端末に添付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとし、ルーター端末の製造元による保証が付される場合があります。

第12条（故障等）

会員は、ルーター端末が故障・破損等により、通信に利用することができなくなった場合、又は、紛失した場合は当社に対して、その旨の通知をするものとします。

2 当社は会員から前項に基づく通知を受けた場合、会員に対して、ルーター端末の代替品を提供するものとします。なお、前項の故障・破損等又は紛失が会員の責めに帰すべき事由に基づくものである場合、会員は、提供のための費用としてルーター端末1台あたり5,000円（税抜）を支払うものとします。ただし、当該ルーター端末の故障・破損等が、当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社は無償により修理または交換を行います。当該ルーター端末のメーカー保証が適用される場合、当該保証期間内の故障・破損等については、当該メーカー保証の規定が優先されるものとします。

3 前二項の規定にかかわらず、第9条3項に基づき配送されたルーター端末を受領した日から7営業日以内に当該ルーター端末が故障・破損等により通信に利用することができなくなったときは、会員の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、ルーター端末の受領から7営業日以内に当社所定の方法で通知し、かつ、通知後7日以内に当社所定の場所に当該ルーター端末が到着することを条件に、当社は、当該ルーター端末の無償交換を行うものとします。

第13条（禁止事項）

会員は、ルーター端末をレンタルするにあたり、以下各号に該当し、又は該当するおそれのあるいかなる行為もしないものとする。

- (1) ルーター端末を本来の使用目的以外の目的で利用すること。
- (2) ルーター端末を本サービス利用場所以外で利用すること。
- (3) ルーター端末を毀損・滅失すること。
- (4) ルーター端末の自然損耗の範囲を超えてルーター端末の価値を減少させること。
- (5) 会員又は第三者のためにルーター端末を売却、担保に差し入れる等、その他形態・態様の如何を問わず処分をすること。
- (6) その方法・態様の如何を問わず、ルーター端末又はルーター端末に予め含まれるソフトウェア等の複製・複製・加工・改変・改造を行い、又は、これに準ずる行為を行うこと。
- (7) ルーター端末に係るソフトウェア等について、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコードの解析・導出を行い、又はこれらを行おうとすること。
- (8) ルーター端末のメーカー、権利者その他物件の関係事業者等の権利及びルーター端末について特許権その他何らかの権利を有する者その他第三者の権利を侵害する行為をすること。

(9) 前各号のほか、当社が別途禁止する行為をすること。

第 14 条（レンタルサービスの解約）

会員は、レンタルサービス契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとします。会員は本サービスのみを単独で解約することはできません。会員が本サービスの解約を通知した場合、レンタルサービスも解約を申し入れたものと看做します。

2 当社は、前項において、当月の 25 日までにその通知を確認できた場合、当月末日をもって解約を行うものとし、26 日以降にその通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約を行うものとします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

3 当社は、本条 1 項において会員がインターネットによるオンライン解約手続きを行う場合、当月の 25 日までにその手続きの完了を確認できた場合、当月末日をもって解約を行うものとし、26 日以降にその手続きの完了を確認できた場合には、当該手続きの完了した月の翌月の末日に解約を行うものとします。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

4 会員は、本条の規定に基づき、当社が解約をした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。

第 15 条（レンタルサービス契約の解除）

当社は、次の各号の場合、会員に対し通知のうえ、レンタルサービス契約を解除できるものとします。この場合において、会員の責めに帰すべき事由がある場合、当社は会員に対し、さらに当社の被った損害の賠償を請求できるものとします。

(1) 会員が本オプション規約に違反した場合。

(2) ルーター端末のレンタルサービス利用料金の支払いについて、当社が定める支払期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合。

(3) 当社が、会員が当社に届出た住所にルーター端末を配送したにもかかわらず、会員の不在等によりルーター端末の引渡しができず、かつ、かかる配送の時から 1 週間経過してもなお当該会員から何らの連絡もない場合

第 16 条（ルーター端末の返却）

レンタルサービス契約の解約又は解除があった場合、会員は、当社が指定する方法により、ルーター端末を解約成立日後又は解除日後速やかに返却するものとします。なお、返却にかかる費用は会員の負担とするものとします。

第 17 条（免責事項）

不可抗力やシステム上のトラブル等を起因として、本サービスが実施できなかったことにより、会員に生じた不利益、損害について、当社はその責任を負いません。

附 則

この本オプション規約は、2017年10月1日から実施します。

以上